

神戸市職員共済組合 特定保健指導実施業務公募型プロポーザル 参加募集要項

1 趣旨

この要項は、神戸市職員共済組合が行う、企画提案方式による「神戸市職員共済組合 特定保健指導実施業務」（以下、「本業務」という。）の委託先の選定に関し、必要な事項を定める。

2 業務名

神戸市職員共済組合 特定保健指導実施業務

3 業務の内容

別添「仕様書」のとおり

ただし、本プロポーザルで採用された企画提案書に基づき、共済組合と協議を行ったうえで、必要に応じて内容の一部を変更する場合がある。

4 契約期間

契約締結日から令和8年度特定保健指導利用者支援完了日までとする。

5 上限金額

動機付け支援（動機付け支援相当） 25,000円/人（消費税等を含む。）

積極的支援 35,000円/人（消費税等を含む。）

※ 一人当たり単価が明確でない場合は、積算根拠を明確にしたうえで、一人当たり単価（見込）を提示すること。

6 書類提出先・問い合わせ先

〒650-0034 神戸市中央区京町72 新クレセントビル9階

神戸市職員共済組合 企画係 平井

電話 078-322-5110

Mail kenshin@office.city.kobe.lg.jp

7 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格として、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザル参加申請時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

- (4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (5) 過去に特定保健指導実施業務の受託実績を有していること。
- (6) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかの認証を取得していること。
- (7) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

8 スケジュール

参加申請・仕様書の配布開始	令和6年4月1日（月）
質問受付期間	令和6年4月15日（月）午後5時まで
プロポーザル参加申込期限	令和6年4月15日（月）午後5時まで
参加資格の結果通知の送付	令和6年4月22日（月）
質問に対する回答の送付	令和6年4月22日（月）
企画提案書等の提出	令和6年5月16日（木）午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング実施	令和6年5月22日（水）～24日（金）
審査結果の通知	令和6年5月30日（木）

9 プロポーザルへの参加申込

(1) 参加申請・仕様書の配布

ア 参加申請受付期間

令和6年4月1日（月）～令和6年4月15日（月）午後5時（必着）

（持参の場合、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

持参の場合の受付時間帯 午前8時45分から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。最終日のみ午後5時までとする。）

イ 提出書類及び部数

- ①プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式1） 1部
 - ②会社概要（パンフレット等でも可） 7部
 - ③登記事項証明書（現在事項証明書、履歴事項証明書、代表者事項証明書のいずれか1つ。ただし、令和5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は不要とし、①中の該当欄をチェックすること。） 1部
 - ④プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかの認証取得を証する書類の写し 1部
 - ⑤特定保健指導実施業務の実績報告書（様式2） 7部
 - ⑥【共同企業体で参加する場合】共同企業体結成届出書（様式3） 7部
- ※共同企業体で参加する場合は、（様式3）を作成のうえ、①の書類は代表事業

者について、②～⑤の書類については構成事業者すべてについて提出すること。

ウ 提出方法

持参または郵送により共済組合へ提出することとする。ファックス及び電子メールによる提出は受け付けない。

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

募集開始から令和6年4月15日(月)午後5時まで

(持参の場合における休日及び受付時間帯の考え方については、(1)アと同様とする。)

イ 受付及び回答の方法

質問は、質問書(様式4)を電子メールにデータを添付して送信する方法、郵送または持参により提出して行うこと。

受け付けた質問については、令和6年4月22日(月)付で、質問書(様式4)及びプロポーザル参加申請書兼誓約書(様式1)に記載されたメールアドレス宛に電子メールで資格通知書とあわせて回答を送付する。また、神戸市職員共済組合ホームページ上で全ての質問内容及び回答を掲載する。なお、事業者が特定できるような内容については、非公開とする場合がある。

(3) 参加資格の審査結果及びプレゼンテーション日時等の案内の通知

参加申込書類の確認後、令和6年4月22日(月)付で電子メールにて通知する。同様に、参加資格を認めなかった者には、理由を付して通知する。

(4) 参加の辞退

参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届(様式5)を提出すること。辞退しても今後不利益な扱いを受けることはない。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和6年5月16日(木)午後5時まで(必着)

(持参の場合における休日及び受付時間帯の考え方については、9(1)アと同様とする。)

(2) 提出書類及び部数

ア 企画提案書提出届(様式6)	1部
イ 企画提案書(様式任意)	正本1部、副本7部
ウ 実施体制調書(様式7)	正本1部、副本7部
エ 見積書(様式8)	正本1部、副本7部
オ プレゼンテーション参加予定者名簿(様式9)	正本1部 副本7部

(3) 提出方法

持参または郵送により共済組合へ提出することとする。ファックス及び電子メール

による提出は受け付けない。

11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された企画提案書等をもとに、業務の実施方法等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

(1) 実施日時

令和6年5月22日(水)～24日(金)のうち、共済組合が指定する日時
開始日時及び場所については、各参加者に別途個別に通知する。

(2) 時間配分

各参加者概ね30分(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分)
※参加者多数の場合、プレゼンテーションの時間を短縮する場合があります。

(3) 出席者の人数

1参加者につき2名までとする。

(4) 留意事項

ア 交通機関の遅延等、やむをえない事情による場合を除き、指定時間に遅れた場合は失格とする。

イ 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書を用いることとし、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

12 審査方法等

(1) 審査方法

審査については、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容をもとに、本プロポーザル審査委員会において審査基準に基づいて行い、最も評価点の高い一者を受託候補者として選定する。

なお、最も評価点の高い者が複数となった場合は、審査委員会の委員の合議により順位を決定し、受託候補者を選定する。

(2) 審査基準

審査基準は次に示す観点から総合的に判断し、公平かつ客観的な審査を行う。

- ア 実施体制
- イ 企画内容
- ウ 実績
- エ 見積金額
- オ 地元企業

(3) 配点表

別紙のとおり

(4) 審査結果の通知

審査結果は令和6年5月30日(木)付で、採否に関わらず電子メールにて通知す

る。

(5) 審査結果の公表について

結果の開示を希望する場合には、受託候補者の名称及び当該参加者の点数のみを口頭で公表するものとする（受託候補者以外の参加者の名称及び各参加者の順位は公表しない）。

13 契約の締結について

(1) 受託候補者として選定された者は、本業務に関する委託契約を共済組合と締結するものとする。

締結にあたっては、委託契約書及び委託契約約款によることとする。

委託内容については、審査結果通知後、仕様書をもとに受託候補者と共済組合で最終調整したうえで決定する。

(2) 契約締結前の調整が不調となった場合には、第2順位の参加者を次の受託候補者として選定し、再調整を行う。

14 提案の無効について

次の各号の一に該当するときは、その者の行った提案は無効とする。

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 所定の期日及び場所に企画提案書を提出しなかったとき。
- (3) 提出期限後に企画提案書の差し替え及び訂正を行ったとき。ただし、共済組合が軽微な変更として認めた場合については、その限りでない。
- (4) 参加申請後に、参加者が本プロポーザルの参加資格要件を満たしていないことが判明したとき。
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (6) その他、共済組合が指示した事項や条件に違反したとき。

15 その他

- (1) 本事業に応募するために要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案書類の作成には日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類及び電子データは、選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 本プロポーザルに参加する者は、受託候補者決定後において、本要項等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約締結後、当契約の履行期間中に契約者が神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置または神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

配点表

審査項目	配点
1. 実施体制	25
◇ 本業務の実施にあたり、管理責任者及び業務従事者（保健師・管理栄養士等の専門職）が十分かつ適切に配置されているか。また、業務内容や実施方法・目標等の情報共有体制が整備されているか	10
◇ 個人情報保護及び情報セキュリティに係る仕組みが十分整備されており、有効に機能するか	10
◇ 事故発生時（緊急時）やクレーム発生時の体制が整っているか（窓口・手順・連絡体制等）	5
2. 企画内容	45
◇ 業務全体のフローが明確に示されており、特定保健指導の利用開始から終了に至るまでの流れは適切に設定されているか	10
◇ 参加意欲を高める工夫があるか（指導内容やインセンティブの工夫等）、また利用勧奨のノウハウが充実しているか	10
◇ 指導実施中の脱落対策について、効果の見込める提案がされているか	10
◇ 特定保健指導の利用にあたり、対象者の利便性向上に寄与する工夫がされているか（予約方法、保健指導の実施日程や方法の設定、問い合わせ体制等）	5
◇ 対象者の特性にあわせて指導効果を高めるノウハウが充実しているか。また、支援終了後の行動継続につなげる工夫がされているか	5
◇ 40歳未満の職員を対象とした健康増進に資する事業について、実施の目的等を踏まえたうえで、参加意欲や実施効果を高めるような提案がなされているか	5
3. 実績	10
◇ 過去3年間の特定保健指導業務の実績が十分であるか。（過去3年間の特定保健指導業務の受託件数）	10
4. 見積金額	10
◇ $5 \text{点} \times ((1 - \text{動機付け提示価格} / \text{動機付け支援に係る上限金額}) \times 2)$	10
◇ $5 \text{点} \times ((1 - \text{積極的提示価格} / \text{積極的支援に係る上限金額}) \times 2)$ ※小数点以下第2位を四捨五入し、各項目の上限は5点とする。	10
5. 地元加点	10
◇ 神戸市内に本店又は支店を有している (本店：10点 支店：5点 なし：0点)	10
合計	100